

(1990年3月23日第3種郵便物認可)(毎1日新)1994年 3月1日 全国民闘連ニュース 第86号(1)

全国民闘連ニュース

第 86 号

1994年

3月 1日

年間購読料

3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 番543 大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル401号 Tel 06-775-2185 Fax 06-775-2160
番210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



高校生交流会（大阪府同和地区総合福祉センター）

— も く じ —

- 新日本法規出版社差別表記事件..... P 2
- 定住外国人参政権－尼崎市議会への意見書採択要請..... P 5
- 点在する子どもを対象に
在日韓国・朝鮮人小・中学生、高校生の交流会開かれる..... P 8

新日本法規出版社差別表記事件

編集部

新日本法規出版株式会社(本社:東京河合善次郎社長)が、1991年11月に出版した「最新人事・労務管理の手引」(人事・労務管理研究会監修)という図書の中で、外国人差別を容認する表現があり、昨年10月8日に福岡民関連が同社に対して申し入れ書を提出した。

1. 「外国人は採用しなくてもよい」?

この図書は企業の人事向けに出版されたもので、募集、採用から解雇まで34章で構成され、Q & A方式で書かれている。

問題となっている記述は同書の「第2章募集・採用」の中の「国籍を理由とする差別はできるか」という項目(94ページ)で、「外国人であることを理由に採用を拒否することはできるのでしょうか。」という質問に対して、「応募してきた外国人を採用(雇入れ)しなくてもさしつかえないものと思われます。」と回答している。

その理由として同書では以下のように書かれています。労基法(労働基準法)で「使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをすることを禁じています。そし

て、これに違反した場合には、6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金に処せられる」。(同法第3条、119条)

「しかし、この規定は、その趣旨などからして、雇用契約などの契約関係の成立後における労働者の労働条件についての制限規定であって、これから雇う場合に雇用契約などの契約関係の成立自体を制約する規定ではありません。」として、「あなたの会社は外国人を採用しなくてもよいこととなります。」という結論を導きだしている。

2. 憲法14条の「法の下での平等」

に反しないのか?

しかし、この結論には問題がある。確かに労基法3条は採用後の労働条件についての規定であって、採用は労働条件には含まれないというのが学説の多数説であり判例の見解でもあるが、これは外国人を採用しないからという理由で処罰されることはないということであり、採用しなくてもよいとは言えない。なぜならば、憲法14条に法の下での平等(「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、

差別されない」という原則があるが、この規定の国民の中には権利の性質上可能な限り外国人も含むということが通説であり、人種、信条等の差別事由も例示的な規定であると解釈すれば、国籍も当然含まれると考えられるので、国籍を理由とする不採用は憲法14条違反の可能性がある。

判例や学説の多くの見解は、憲法は国と私人との関係を規律するもので、私人間の関係（この場合、外国人と企業との関係）を規律するものではないという立場である。

しかし、この立場に立っても、民法90条は「公の秩序または善良の風俗に反する行為は無効」と規定しており、外国人という理由だけで採用しないという行為はまさに民法90条に該当する行為であり無効であると言うべきである。

職業安定法3条も「何人も、人種、国籍、信条、性別、...等を理由として、職業紹介、職業指導について差別的取扱いを受けることがない。」と規定していることから考えても、労基法3条が「外国人を採用しなくてもよい」という差別容認（と言うよりも差別奨励）規定であると名言し、それを企業の人事担当者向けの図書に掲載することは、明らかな差別行為だと言わなければならない。

3. 「配慮に欠ける点がありました」？

福岡民闘連の申し入れ書に対して、新

日本法規は回答書（1993年10月29日）の中で「設問及び回答の趣旨並びに当社の経営方針について正しくご理解いただけていないようであり、全く残念に存じます。しかし、ご指摘の設問及び回答がご主張のような解釈をされるおそれのあったことにつきましては、配慮に欠ける点があったと感じております。」と弁明している。

つまり、福岡民闘連の主張のような差別性は指摘箇所には認められないが、誤解される点はあったというのである。

そして、「より適切な設問・回答に変更いたします。」と回答している。

結局、新日本法規の取った措置は、「ご購読者各位 お願い」という文書を出し、「同書94頁の『国籍を理由とする差別はできるか』の設問及び回答は、民族差別助長と解釈される向きもありますので、削除させていただきます。」として、該当頁をぬきとって白紙になった94頁と入れ替えるという小手先の手段である。

つまり、当該の差別的説明を読んだ各企業人事担当者に対して、該当箇所が誤りであるということと外国人に対して平等に採用の門戸を開くべきことを明らかにせず、騒ぎたてるうるさい集団がいるので該当箇所を破ってしまえという「臭いものにはフタをせよ」式対応でお茶を濁しているのである。

今後、新日本法規の責任を明らかにすべく民闘連全体としてこの闘争に取り組まなければならない。

国籍を理由とする差別はできるか

Q

当社はトラック運送業を営んでいます。このたび、運転手の募集をしたところ、外国人が応募してきました。

当社の場合、外国人を雇ったことがなく採用するかしないか迷っています。外国人であることを理由に採用を拒否することはできるでしょうか。

A

ご質問の場合には、応募してきた外国人を採用（雇入れ）しなくてもさしつかえないものと思われます。

労働基準法では、使用者は、労働者の国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをすることを禁止しています。そして、これに違反した場合には、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

しかし、この規定は、その趣旨などからして、雇用契約などの契約関係の成立後における労働者の労働条件についての制限規定であって、これから雇う場合に雇用契約などの契約関係の成立自体を制約する規定ではありません。以上でおわかりでしょうが、この規定は、使用者に①国籍、②信条（宗教的もしくは政治的信念）、③社会的身分（生来の社会的事情によって生じている他人と区別される永続性を有する地位をさす）を理由に労働者間の均等な取扱いを求めているものであって、採用に関してまで制約するものではありませんから、あなたの会社は外国人を採用しなくてもよいことになります。

参 考

憲法14条、労基法3条・119条



定住外国人参政権

尼崎市議会への意見書採択の要請

仲原 良二(兵庫民闘連)

兵庫民闘連メンバーらによって、昨年11月26日、約2,500人の署名をそえて、尼崎市議会に対し、定住外国人の地方参政権を保障するよう国への意見書採択を求めて陳情しました。

市会の総務委員会に付託され、現在まで3回審議を重ねてきました。

委員の意見は、それぞれ前向きに検討するとはいいながらも、

①外国人当事者の間で意見が分かれている。

②国政との関係で、国民主権のとらえ方で学者の間でも見解が分かれている。

などを主な理由として、審議は進んでいません。

それも、議運規定で「意見書、決議案」は全会一致となっていることを見越して共産党委員などが、「もう少し検討を」とひきのばしの状態が続いています。

次は3月3日尼崎市庁舎前での早朝ピラです。

参政権が保障されないとは

定住外国人とは、一般に、在日韓国・朝鮮人・中国人などの永住者等をいいます。

外国人に参政権が保障されていないということは、国や地方の議員・首長の選挙に立候補したり、投票する権利がないというだけでなく、地方自治体への直接請求権(議会解散、議員解職、監査請求など)がなく、各種委員(民生委員など)にもなれず、さらに町、字名変更への意義申し立てもできません。

地方参政権をなぜ要求するのか

住民とは、その市町村に「住所を有する者」(地方自治法10条)で日本国籍の有無に関係ありません。もちろん、定住外国人も住民です。

自分たちの街や生活のことは自分たちで決めるという「住民自治」は地方自治の本旨(=根本)とされています。そのためには市長や、議員に立候補したり、投票する選挙権が住民に保障されて、はじめて成り立つことです。

この至極当然のことが、定住外国人には認められていません。税金などの義務は日本人と同じように課せられながら、肝心の「住民自治」に参加する基本的権利が認められていません。だから、本当の意味の「住民」ではないのです。

憲法の国民主権との関係は

参政権は、憲法の国民主権の考えから導かれ、主権者は「国民」であるから、外国人には認められないのは当然とされてきたのです。

しかし、「国民」という用語は、日本国籍をさす場合もあれば、日本に「住む者」をさす場合もあります。例えば、「国民は納税の義務を負う」(憲法30条)の「国民」には外国人が含まれます。

では、「主権者」という場合の「国民」はどうでしょうか。国民主権の本質から考えてみなければなりません。

国民主権原理とは国民が自分たちの政治のあり方を決める、つまり国民の自己統治(決定)原理ですから、政治的決定に従うものは、当然その決定に参加できるものでなければならないということになります。

従って主権者たるべきものは民主主義の観点から、その政治的決定に従わざるをえないすべての者です。だから、その政治社会の構成員である定住外国人が主権者に含まれることはむしろ当然だというべきではないでしょうか。

当事者間でも意見が分かれています
のではないかと

1983年神奈川県調査では、「日本

の中の韓国・朝鮮人・中国人」明石書店86)韓国籍の82.4%、朝鮮籍の79%が地方参政権必要と回答。

1991年日本選挙学会の調査(「民主的
制度成熟に向けて」北樹出版92)では、
韓国籍者対象で国政投票権が78.7%、地
方選挙97.5%、地方立候補75.3%が認め
られるべきと回答。

「当事者間の不一致」「意見が二分」
とよくいわれますが、それは民族団体と
して賛否が分かれているということであ
って、この調査のように実際は二分では
なく、むしろ参政権要求が多数というこ
とです。

同化や内政干渉になるのでは

外国人として本名で立候補したり、ま
た政党の結成や、加入の権利があって、
自分たち外国人の権利主張を掲げて選挙
活動をするのですから、民族性を高めこ
そすれ、同化(=日本人)にはなりません。

選挙や、政党のことに巻き込まれるの
は、日本人の場合も同じであってそれは
当然ついてまわることです。

日本社会の構成員として、自分たちの
住んでいる生活や、権利の確保、向上を
求める政治的な要求ですから、内政干渉
には当たりません。

公職選挙法改正への意見書を

外国人に参政権を保障するためには、「公職選挙法」を改正しなければなりません。

それは、言うまでもなく、国会で論議され決定されることです。

地方議会としては、十分論議されることは勿論ですが、大方の住民の要求を国に反映していくという立場に立って努力されることを願っています。

判例(1993. 6. 29大阪地裁)では次のようにいっています。

「定住外国人にとって・・・地方の政

治行政についてさえ参加する機会が与えられていない現実が、不当すぎるとの意見がでるのも一面もっともなことと考えられないではない。・・・仮に参政権を付与することが憲法に違反しないとの立場を採り得るとしても、これを付与するか否かは立法政策の問題にすぎないというべきである」

この問題は日本の民主主義の質が問われています。

国際化が叫ばれる今日、民族や、出身国の違いを認め、尊重して、共に生きる社会をつくるためには「外国人参政権」の保障がその試金石といえます。

定住外国人・地方参政権 地方議会の決議状況

1. 1993年9月9日	岸和田市(大阪)		13. 1993年12月22日	守山市(滋賀)	
2. 10月1日	八日市市(滋賀)	※	14. 12月22日	竜王市(滋賀)	
3. 12月14日	蒲生町(滋賀)		15. 12月24日	豊岡市(兵庫)	※
4. 12月16日	安土町(滋賀)		16. 12月24日	岐阜市	
5. 12月17日	京都府	※	17. 1994年3月16日	播磨町(兵庫)	意見書
6. 12月17日	京都市	人権保障一般の決議	18. 3月28日	宮城県	意見書
7. 12月17日	美山村(和歌山)	意見書	19. 3月29日	北九州市(福岡)	意見書
8. 12月17日	大牟田市(福岡)	※意見書	20. 3月29日	福岡市	意見書
9. 12月20日	茨木市(大阪)	※	21. 3月末日	和泉市(大阪)	※
10. 12月21日	近江八幡市(滋賀)		22. 3月末日	吹田市(大阪)	※
11. 12月21日	御坊市(和歌山)	意見書	23. 3月末日	門真市(大阪)	※
12. 12月22日	泉南市(大阪)	※	24. 4月22日	泉佐野市(大阪)	

※は共産党が退席、棄権、欠席した自治体

意見書とあるのは、地方自治法99条2項「議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を関係行政庁に提出することができる」によって、総理・法務・自治大臣あて意見書を採択したところ。

点在する子どもを対象に

在日韓国・朝鮮人小・中学生

高校生の交流会開かれる

大阪民関連教育対策部

3月26日、大阪府同和地区総合福祉センターにおいて、在日韓国・朝鮮人の小・中学生を対象にして、「ノルジャヨ」（あそぼうよ）というとりくみをもちました。

普段は同胞の仲間と遊んだり、話をする機会のあまりない、点在している子ども達に、一緒に遊んだり話をしたりするなかで、楽しく過ごしてもらおうと企画し、広く呼びかけました。

奈良、京都などの遠いところからも参加があり、泉大津市、大阪市、泉南市、高槻市、泉佐野市、などの大阪府下の様々な市から集まってきたオリニ（子ども）達は、保護者も入れて45名でした。

当日、子ども達を連れてきて下さったオモニ（お母さん）、先生方、また、直

接、参加ができなくても、たくさんの人に呼びかけて下さった方々、コミュニティ。ありがとうございました。

低学年

低学年では初めにウリマル（私達のことば）で簡単なあいさつを練習し、カウイ・バウイ・ボ（じゃんけん）で遊びました。それから、チェギ作りをして、実際に体育館でそれを使ったり、ドッチボールをして体を思いっきり動かしました。そして、部屋にもどっておやつを食べながら、色々な話をしました。

高学年

高学年の参加者は、12名でした。우리말（ウリマル・私達のことば）の基本学習



や「이름 (イルム・名前) でビンゴ」、ドッチボールにとりくみました。おやつを食べながらの話し合いの中で、学校でのことや自分の名前のことなどを交流していました。ある子どもの感想文に「はじめてできた朝鮮人の友達」とありましたが、何よりも同胞の友達ができた喜びを子どもが感じてくれたことをうれしく思っています。

中学生

中学生の参加者は6名でした。前半は小学生高学年の子どもたちと一緒に우리말の学習、「이름でビンゴ」、ドッチボールをして過ごしました。初めは、どの子も緊張した面持ちで指導員の話をもじって聞いていました。ゲームをやるうちにリラックスしてきたと思います。ただ、おやつを食べながらの話し合いでは、遅れていた人もいなかったと思います。ひとりひとりの感想を発表する時間もなかったのも、今後のとりくみで横のつながりをもっとつくっていききたいです。

オリニの作文より……

きょう、いちばんおもしろかったのは、ドッチボールです。おにいちゃんに、二かいもあてらそうになったけどすぐ目のまえでとまってしまいます。おわって、てんすうをきくと6たい7でかちました。こんどあったらまたききたいとおもいます。(1年 K・A)

最初はきんちょうしていたけれど、ドッチボールをするときに심 (シム)さんに声をかけられてうれしかったです。家はとおいけれどまたいつかみんなにあいたいです。友だちとドッチボールをしたりしたことが楽しかったです。(4年 P・Y)

T・Kは、たんきでも、ちょうせんじんのはじめての友だちでよかった。でももうちょっとなおしたら、もっといいともだちだとぼくはおもった。(5年 K・T)

今日食べたおかしも初めて見たけど今日みたいに話をしたのも初めてだった。やっぱり本名をなのっている人がいるんだなと思った。本名をいつか、なのってみようと思った。

(中学生 H・T)

保護者

保護者交流会は、メアリ会(京都)、奈良在日外国人保護者会(奈良)、アプロの会(松原)、オリニの会(泉大津)、トッカビ保護者会(八尾)天下茶屋小学校在日韓国・朝鮮人保護者会(大阪市)の保護者ら約20名が参加しました。交流会は自己紹介から始まりました。各保護者会は地域別であったり、学校別であったりしましたが、いずれも、学校生活の中で在日の子どもたちが民族差別を受け



たことがきっかけになって、それぞれの
会ができた話が報告されました。

次に、現在小学校で、在日の子どもが
本名をもじられ、さらに、「韓国かえれ」
と罵声をあびせられるという民族差別事
象が京都、大阪、泉大津から報告されま
した。どの事象も本質は同じですが、そ
の中でも泉大津の小学校2年生の在日の
女の子は、上級生の女の子数名に約1年
前から「かんこくじんのアホ」「かんこ
くかえれ。はやくかえれ」「しね」「よ
わむし」などを繰り返し書いた手紙を「
裁判」と読んでいる遊びの中で読まされ
る「いじめ」を受けていたり、さらに、
殴る、ける、砂をかけるといった暴行を受
けており、子の親やその周囲の人達がそ
の事実を知った時にはすでに当事者の在
日の女の子は精神的圧迫から血尿が出て
腎臓炎をおこしていたと言います。この
聞くに耐え難い民族差別暴行事件の報告

を聞き、誰もがあらためて民族差別に対
する怒りを感じずにははいられませんで
した。在日の保護者は事あることに学校
へ行き、子どものおかれているしんどい
状況を伝え、それに対する親の不安を訴
えます。しかし、どこの学校でも現場の教
師や管理職はそれを深刻に受け止め、そ
のための対策を進んで講じるどころか、
何をどこから取り組めばいいのか全くわ
からないといったことが現実です。けれ
ども、自分たちの子ども達を民族差別か
ら守るためにはとにかく教師にがんばっ
てもらわなければなりません。そのため
には、まず、在日の親の不安や思いをそ
れぞれの教育の現場に粘り強くとどける
ことが一番大切です。そして、そのため
には、在日の親が横でつながっていくこ
との必要性を強く確認しあった交流会で
した。

高校生交流会

高校生交流会は、3月13日の日曜日、芦原橋の大阪府同和地区総合福祉センターで在日コリアン高校生交流会を行いました。

当日は高校生約20名、青年も約20名、教師・指導員10名、合わせて50名ほどのアットホームな雰囲気の中始まりました。また、この交流会に対して参議院議員の谷畑孝さんより祝電をいただき、開会式のときに参加者に紹介されました。

内容は、1部でミニ運動会、2部で意見交流という形で進んでいきました。当初は初体面の子同士が多い中、盛り上がるのだろうかという不安はありましたが実際に運動会が始まると「ワーワーキャーキャー」歓声があがり、どの子にもこやかな表情になっていきました。

高校生・青年・教師が同じ時間・空間を楽しく過ごせた非常に貴重な一時であったと思います。

2部の意見交流では、学校のこと、友達関係のこと、差別のこと、外国人登録のこと、名前などいろいろなことについて素直な意見が出されました。

そして強く感じたのは府下の在日コリアン高校生にとって、このような思いや悩みをストレートに出せる場がまだまだ保障されていないんだ、ということでした。

交流会終了後、意気投合した高校生は2次会ということで、天王寺に繰り出し、そこでまた交流を深めたようです。

そんな高校生が書いた感想文を以下に紹介します。

「これからはもっと前へ出て、頑張っていきたいと思えた。今の自分はまだしっかりできていない。だから、自分の生き方をもっと考えていこうと思う」

「全然朝文研には行っていなかった。今日の交流会でもっと頑張って、朝文研に自分が参加するようにしたい。」

「初めは自分ももじもじしていたけど話したいことがあったから 言うたらみんなちゃんと聞いてくれて良かったなんせ今日は来てよかった。」

「こんな思いをもってくれる高校生をもっともっと増やすために、第2回目の交流会を予定しています。6月12日(日)午後1時半より、場所は同じく芦原橋の同和地区総合福祉センターです。是非参加してください。

それと、7月23日(土)～24日(日)に大阪府河内長野市の関西サイクルスポーツセンターでサマーキャンプを行います。真夏の太陽のもと、みんなでいい汗流して、楽しい一時を過ごしましょう。

本名公開学習会 で通わせて

7th.

94. 青年からのメッセージ

学年L・Hの体育館

映画「イルム（名前）」上映の時

生徒たちのざわめきをさえぎるように

ひとりの男子生徒がみんなの前に歩み出た

「みんな静かにこの映画を観てくれや。みんなが

静かに観てくれんと、ワシのツレがさえんがるんじゃ」

L・H後の学級S・Hでツレの賓（ピン）君は、本名宣言をした

<1988年 広島電大付属高にて>

思い悩んだ本名宣言 “ 明るいばかりじゃない” 本名使用

在日であるがゆえの苦しみを わかったふりする 教師たち

それぞれの思いを 存分に語り未来を見つめる そんな機会が あまりにも少なすぎた

日本人は日本人であれ！ 在日韓国・朝鮮人は在日韓国・朝鮮人であれ！ そして今・・・

在日韓国・朝鮮人青年からのメッセージ

高校卒業ホヤホヤの人から 人前で初めて自身を語る社会人まで 多様なパネラー

日時：5月28日（土） 午後2時～5時

会場：広島労働会館3F

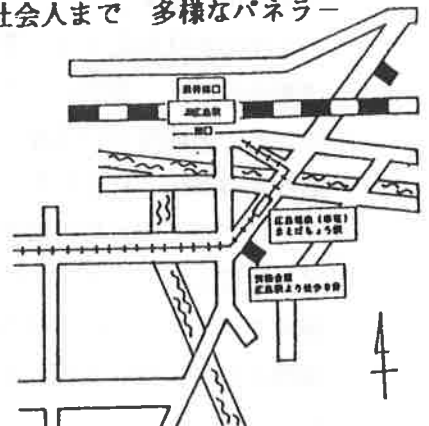
参加費：会場費として一人¥500（高校生以下 無料）

パネラー：高校卒業したばかりの方を中心に青年世代の

方々5名前後（メンバーは当日発表）

コーディネイター：李 周鎬（リー・チュホ）さん

〔比治山女子高校教員 日本籍朝鮮人〕



会場には駐車場がありません。付近の市営駐車場を御利用頂くか、バス・電車・徒歩で御来場下さい。

主催：民族差別と闘う広島連絡協議会（広島民闘連）

後援：広島県同和教育研究協議会 広島県高等学校同和教育推進協

広島県教職員組合

広島県高等学校教職員組合

問い合わせ：広島民闘連 ☎082-822-6810